

平成 2 9 年 9 月 1 9 日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年9月19日（火曜日）午前9時59分～午前10時36分

2 開催場所 第3委員会室

3 案 件

- 1 顧問弁護士の選定について
- 2 これまで提出された記録等について
- 3 中間報告について
- 4 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	長谷川章悦
副委員長	山脇智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	里村誠悦	委員	赤木長義

○欠席委員

なし

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	石澤貴志
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	山内克昌
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	柴田聡
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主査	花田昌
議事調査課主査	山田達	議事調査課主事	高木涉

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまより、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいりたいと思います。なお、発言に当たりましては、マイクを使用させていただきますようお願いいたします。

市政記者の皆様に申し上げます。

委員には非公表の部分も含まれている資料を配付しておりますので、委員席には立ち入らないように御配慮をお願いいたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。

携帯電話その他音声を発する機器の電源をお切りくださいますよう、御協力をお願いいたします。

案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、顧問弁護士選定審査書。3ページをホッチキスどめしております。

次に、アウガ問題調査特別委員会記録提出状況一覧。こちらは、委員の方のみの配付資料となります。

続きまして、記録提出請求に係る回答書。これは3種類あります。こちらの資料も、委員の方のみの配付となっております。

次に、本委員会からの質問に対する回答。こちらも、委員の方のみの配付となっております。

次に、アウガ問題調査特別委員会中間報告書（案）。こちらは、傍聴者の方も含めて配付している資料になります。

続きまして、アウガ問題調査特別委員会証人喚問予定者一覧。こちらは、委員の方のみの配付となっております。

そして、100条委員会における参考人に関する解説。こちらも、委員の方のみの配付となっております。

配付資料の説明は以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが案件に入らせていただきます。

案件の1「顧問弁護士の選定について」を議題といたします。

本委員会の顧問弁護士の選定につきましては、見積もり金額及び業務実績等を総合的に判断して決定してまいりたいと考えております。

各委員から、選定する弁護士名とその肯定的な理由をできるだけ具体的に述べていただきたいと思います。

自民清風会からお願いします。里村委員。

- 里村誠悦委員　うちは竹中さんでいいです。
- 丸野達夫委員長　木戸委員。
- 木戸喜美男委員　同じです。
- 丸野達夫委員長　新政無所属の会、中村委員。
- 中村美津緒委員　新政無所属の会といたしましては、提出会派でもありませんので、竹中孝弁護士をこのまま推薦させていただきたいと思います。

以上です。

- 丸野達夫委員長　日本共産党、藤原浩平委員。
- 藤原浩平委員　見積もり金額の面からいっても、約半額という形で出ている竹中弁護士を推したいと思います。
- 丸野達夫委員長　山脇委員。
- 山脇智委員　同じです。
- 丸野達夫委員長　市民クラブ、秋村委員。
- 秋村光男委員　前回の100条委員会で、両弁護士に対して仕様書を提出するという事になりましたか。
- 丸野達夫委員長　仕様書を提出して見積もりを出してもらいまして、その後、経歴書が添付されてきたものと。
- 秋村光男委員　ああそうか。はい、わかりました。

竹中弁護士でお願いしたいと思います。

- 丸野達夫委員長　公明党、赤木委員。
- 赤木長義委員　弁護士の内容としては甲乙つけがたいと思いますけれども、見積もり金額がはっきりわかっていますので、やはり最少の経費でということですので、安い竹中先生でいいかと思います。
- 丸野達夫委員長　社民党。
- 仲谷良子委員　竹中弁護士で。
- 丸野達夫委員長　自由民主党。
- 長谷川章悦委員　赤津です。
- 丸野達夫委員長　意見が分かれています、どうでしょう。全会一致を目指すといっても……。

〔長谷川章悦委員「いいよ、それで。多数だからいいよ」と呼ぶ〕

- 丸野達夫委員長　いいですか、自由民主党さん。

それでは、あえて決らなくてもいいですか。御了承いただけますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、全委員の意見が竹中弁護士を選任することになりましたので、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 丸野達夫委員長　では、そのように決定したいと思います。

それでは、案件の2「これまで提出された記録等について」を議題といた

します。

事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 本委員会で求めておりました記録の提出状況につきましては、アウガ問題調査特別委員会記録提出状況一覧のとおりであります。

9月8日以降受理いたしました記録といたしましては、エス・アイ・アール建築計画事務所、ムラヤマ建設工業株式会社、有限会社アクティブワークス、青森市代表監査委員の4者であります。

また、記録提出に係る回答書のとおり、株式会社ジャパנקリエイティブ、株式会社森の風工房、株式会社東北博報堂青森支社の3者からは、記録が提出できない旨の文書を受理しているところであります。

そして、本日を回答希望期限としておりました本委員会からの質問に対する回答を求めた件につきましては、配付資料のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

このことについて、各委員から御意見をお願いしたいと思いますが、ちょっと求めている資料が多岐にわたっているので、一つ一つ聞いていきたいと思えます。

エス・アイ・アール建築計画事務所から出された資料についてを議題したいと思いますと思いますが、これは、見積もり依頼における仕様書について、エス・アイ・アールに聞いたものでありましたが、各業者に説明した平面図及び見積書作成のもとになる仕様書についての提出がありませんでした。その理由は、設計図作成のみを建設会社から依頼を受け、アウガ側と一切打ち合わせを行っていないことによるものであります。

このことについて、各委員から御意見ありますか――要は、市に提出された事業補助金完了実績報告書は、ビル会社が作成した書類なんですけれども、その中では、設計会社がつくったとされる平面図と仕様書をもとに打ち合わせをしたということになっております。ところが、この会社からはですね、その資料の提出がありませんでした。その理由は、アウガ側と一切交渉していないことによるものだというので、なかった理由としては、整合性はとれています。じゃあ、その打ち合わせがなかったということになるろうかと思うんですが、そのことについて各委員の御意見を伺いたいなと思った次第です。

はい、山脇委員。

○山脇智委員 まあ、どちらの証言が正しいかということは、今明らかにできることでもないのでもう別にして、ただ、この提出できないという理由に関しては、今の時点では整合性もとれているので、まずは、この理由につい

てはこれで認めて、書類の提出ができないということは認めるべきではないかなと私は思います。

○丸野達夫委員長 まあ、打ち合わせしていないのでつくってないということは、当然だと思うんですが。「反論のしようがない」と呼ぶ者あり）ただ、ビル会社は打ち合わせしたとは言っているんですけども。

はい、秋村委員。

○秋村光男委員 私も、知識不足でなんですけども、現実になんかことがあって、なおかつその事業が進むということはあるのかということですよ。私は、素人とすれば、こんなことはあり得ないでしょうと思うんですが、その辺はいかがなものですか。「誰が答えるの」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 誰が答えるかはわからないですけども、実績報告書がある以上は、国に報告して、その工事が完了したということなので、事業は進んだんじゃないですかね。ただ、設計会社としてはそういうことをした覚えがないという回答が来たということなので、そのことは、どちらが正しいのかという部分は我々もなかなか判断できないところだと。ただ、エス・アイ・アールの理屈は、出せない理由は成り立っていると私は思うんですよ。打ち合わせをしていないのでつくってないというのは、当たり前だと思うので、このことは認めてもよろしいのかなとは思いますが。「わかりました」と呼ぶ者あり）

はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 エス・アイ・アールのほうが、アウガとの交渉は一切していないと主張して、だから書類が一切ないのだと言っているのは、それはその理屈だと思うんですが、一方、アウガのほうでは打ち合わせをしたと言っているとも聞いておりますので、それはそれで、両者の主張が違っているという形で今は受けとめておくしかないのではないかと思います。

○丸野達夫委員長 そうだと思いますね。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、エス・アイ・アールの提出できなかった理由をお認めするというので、まとめたいと思います。

次に、同じなんですが、ソフト事業のほうをやりたいと思います。

ソフト事業もですね、実績報告書によりますと、「食」街道のイベント、チラシ作成、CM放送について、ビル会社側は仕様書を作成し、3社に見積もりを依頼したというようになっております。それで、この3社に対して関係書類の提出を求めたところですが、しかしながら2社より、見積もり依頼を受けたことがなく、見積もりした覚えがないとの回答でありました。

このことについて、各委員の御意見をお願いしたいと思います。

ただ、1社は仕事をしたという回答なので、1社が間違いなくしたんだと

思いますけれども――はい、山脇委員。

○山脇智委員 これは、適正に見積もりがなされていたというようにビル会社も市もたしか説明をしてきたと思うんですけども、やはり、こうやって書類を照会して、そもそも見積もりを出していないという回答が2社から来ている時点で、もう既に適正な見積もりはなされていなかったというか、特に、どちらもそもそも見積もりの依頼も受けていないし、見積書も存在しないという面では、やはりここには不正があったと認めるしかないのかなと私は思います。

○丸野達夫委員長 ただ、ここで問題になるのは、見積もりの依頼を受けたことがない、見積もりした覚えがないという2社の見積書が実績報告書に添付されていることです。このことについて、どう考えるかの御意見もあれば、はい、山脇委員。

○山脇智委員 もし、仮にこれがつくられて、この2社がつくっていないのに出されているということであれば、この文書を偽造した人がいるということになるので、その部分については、やはり調査を……、「会社の人がということでしょう」と呼ぶ者あり）そうですね、まあ。

○丸野達夫委員長 これは、ビル会社がしたのか受注会社がしたのかはわからないですけどね。（「実績報告書がですか」と呼ぶ者あり）いや、実績報告書じゃなくて、見積書です。出していないという会社は、多分出していないんだと思うんですよ。出していれば出していると答えるので。だから、出していないという会社の見積書を誰が作成したのかという疑問は残りますけれども。

はい、仲谷委員。

○仲谷良子委員 このソフト事業については、この3社のうち一番低額なところに決めたというコメントもきちんとついていますよね。そういうことからしたら、もしこれが、本当に2社がやっていなかったということだとすると、これは本当に偽造以外の何物でもないと思いますよ。

○丸野達夫委員長 もし、仮に2社が本当に出していなければ、恐らくは有印私文書偽造と偽造有印私文書行使に当たると思いますし、それと、役所に報告した時点で公文書偽造の可能性もあるので、このことは大きい問題だとは私も思います。

はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 東北博報堂の回答文書の中に、「ご請求のあった件の見積書ですが、押印されている印鑑も弊社の印鑑のものと同じものか確認できていないのが現状です」と。こんな表現があるというのは、非常に疑問を深めるものでしかないのではないかと。先ほど委員長がおっしゃったような、文書の偽造ということもおわせているのではないかなという感じは持ちました。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——まあ、ソフト事業に不正があったということは、恐らく皆さんの見解の一致が見られると思うんですが、ここから先をどうやってまとめていくかは、また皆さんと御相談しなければいけないなと思いますけれども。

御意見ありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 これは、100条委員会の(1)の調査事項の中でまた新たに出てきた疑惑ですので、どのように扱うかという問題はありますけれども、普通に考えると、証明できたというようにも私は捉えられるので、中間報告にどういう形で入れるかはわからないですけれども、入れてもいいのではないかなと思います。今後この問題をどう扱うかということは、ちょっとまた議論していく必要があるとは思いますが。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、里村委員。

○里村誠悦委員 この東北博報堂の印鑑とかは、まだ確認されていないと。確認できていないのが現状ですということは、この確認はできるんですか。

○丸野達夫委員長 我々が入手している実績報告書にある東北博報堂の見積書というものは、100条調査権を行使して得た情報ですので、これは議会が一時的に借りて、事務局で厳重に管理している書類です。よって、他人に閲覧を許すという書類ではなく、100条委員の皆様が閲覧する権利を有するという書類ですので、幾ら東北博報堂のものとはいえ、東北博報堂にお見せすることのできない性質の書類だとは思いますが、事務局、その解釈でいいんですよ。(「はい」と呼ぶ者あり) はい、その解釈です。

里村委員。

○里村誠悦委員 そうすれば、それが本物か本物でないかというのは、わからないわけですね。

○丸野達夫委員長 実績報告書の情報公開をすれば、押印されている印鑑は多分黒塗りになると思いますが、見積書は出てくるので、その見積書を見ていただいて、本物かどうかを確認する作業はできるかと思います。

○里村誠悦委員 まあ、この100条委員会の追及というか、それがどこまでなのかわかりませんが、この事情をそのまま報告したほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——ありませんか。

それでは、中間報告に入れてもということですか。(「入れてもいいんじゃないかなという」と呼ぶ者あり) ——赤木委員。

○赤木長義委員 これは、未提出の理由を認めるか認めないかなんでしょう。それだけですよ。(「そうです」と呼ぶ者あり)

○丸野達夫委員長 まあ、見積もりしていないし、依頼を受けたことがないというものに対して求めても、見積書が出ないのは当然の話なので、これは認めざるを得ないのかなと思います。そこに何があったのかという話は、また別な話になってくるかと思いますが、きょうのところは、ここまでのまとめでよろしいですか。その先については、後日また皆さんと話し合うということでもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、それでそこは終わりたいと思います。

次に、株式会社森の風工房より、記録の提出ができない理由として、当該業者は見積もりを行っていないということの返事が来ました。当然その内容は、別法人格になっており、その所有権は前の藤本建築にあるためないのだという話です。このことについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思いますが、まあ当然だと私も思うんですが、ありますか。（「そのとおりでしょう」「だめとは言えない」と呼ぶ者あり）

まあ、一応筋は通っていると私も思います。別法人格ですので、引き継いだとはいえ、違う法人に資料請求しても出てこないのは当然かなとは思いますが、ここで意見があれば、意見だけはとどめておきたいと。

はい、中村委員。

○中村美津緒委員 森の風工房から、記録提出請求についての回答ということで来ました。当然のように、この文書に関して認めざるを得ない状況です。ただ、去る8月28日に、この森の風工房——元藤本建築の担当であります、この方を証人喚問する方針が決まっておりますし、現在、森の風工房のホームページにも、2002年から藤本建築を手伝うようになり、2013年6月には父創業の藤本建築の社名を改めて開業というようになっておりますので、確かに会社の法人格は違うかもしれませんが、当時この見積もりを担当した藤本淳氏の自然人に関しては何ら変わるものはないと思いますので、私の意見としては、証人喚問のときに必要な質問をしてまいりたいという現在の気持ちです。

○丸野達夫委員長 そうすると、森の風工房が提出できない理由は認めてもいいというように解釈していいですね。

〔中村美津緒委員「はい」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 それでは、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 では、そのように取り計りたいと思います。

あと、青森市代表監査委員から資料が来ましたが、こちらはけさ来たものですから、本委員会閉会后、閲覧したい方はお残りいただいて見ていただきたいと思います。

それと、内装工事G社から——ここは任意で求めていますので、社名は言えませんが、G社からは回答が来ておりますので、皆さん内容を見ていただければと思います。

この件について、何か御意見等ありますか。スプリンクラー工事……。はい、山脇委員。

○山脇智委員 前回のこの委員会の中での話だと、立証されたとして中間報告に載せるかどうかという議論の中で、このスプリンクラーがかわっていたのかどうか、点検をしているこのG社に照会をして、その回答があった上で載せるかどうかということで——今、この内容は読んでもいいんですか。

○丸野達夫委員長 はい、いいです。

○山脇智委員 「平成24年7月頃『ヤマト運輸株式会社』内装工事施工前のスプリンクラーの設置状況と現状のまま何も変わりなく、平成24年7月以降その様な『スプリンクラーの増設・移設』が有ったとは全く認識しておりませんでした」というこの回答は、やはり工事は行われていなかったという、これまでの証明をさらに裏づけるある意味では最後の回答になると思うので、前回の委員会での議論を踏まえれば、これも事前着工と同じく、立証された調査結果として報告をするべきではないかなと私は思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。

〔「なし」「同じくです」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 まあ、これは私の危惧でもあるんですけども、何の問題でもそうなんです、なかったという証明がやはり一番大変なので、スプリンクラー工事がなかったというように断定形でまとめるのではなくて、やはりその辺は少し考えて中間報告したいなと思うんですけど、例えば、「これまでの経済部の答弁において、スプリンクラー工事がなかったとはいえないとされているが、さきのアウガ問題に関する調査特別委員会での消防本部、建築指導課からの回答に加え、カクヒロ船場から本委員会に提出された工程表及び防災工事会社G社への質問に対する回答により、スプリンクラー工事がなかった可能性が極めて高いと判断できる」というふうなまとめ方をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、中村委員。

○中村美津緒委員 委員長、先ほど防災工事会社とおっしゃいましたけれども、点検業者です。

○丸野達夫委員長 ごめんなさい。防災点検会社ですね。

よろしいですか。断定形はちょっと……。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 委員長の意見でいいと思います。断定はまだ確実にはできないので、疑いが濃いという言い方で、それは限りなく黒に近い灰色だという言い方ですけども、確実に事実の積み上げができていない段階ですから、

そういう疑いが濃いというような表現がいいのか、ちょっとその文言については委員長に任せたいと思います。

○丸野達夫委員長 後日、事務局からまたまとめた文書をお渡ししますけれども、こんな感じでまとめて中間報告に入れる形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 では、そのようにまとめたいと思います。

それでは、よろしいですか。あと、この件についてまだありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 沼田建設から既に提出されているスイーツコーナーの工事請負契約書なんですけど、これについては、契約日と工事期間が市の保存しているビル会社のものと違う内容になっているんですけども、この委員会の前に行われているアウガ問題に関する調査特別委員会での議事録で、奈良岡委員が質問している部分を見ますと、「ページ数を」と呼ぶ者あり)125 ページ。

○丸野達夫委員長 タブレットには入っていると思います。

〔齋藤賢剛議事調査課長「タブレットに入っています。その該当ページを今配信します」と呼ぶ〕

○山脇智委員 それで、奈良岡委員が、「総務部長に聞きたいんですけども、補助金の申請、受ける者が市に報告書を出しますよね。出された書面というのは、公文書の扱いになるんですか。どういう扱いになるんでしょう」ということで、総務部長は、「補助金の交付に関する文書ですので、市が受領した時点で公文書になります」と。そして、その後の答弁の中で、「何らかの経過の中で、その提出されている公文書たる文書の内容と真実が違うということが、何らかの過程でわかった時点で、その提出された文書の誤り、それが誤りなのか、いわゆる偽造なのかということについての、そういう意味での調査、確認はすべきものと思います」と。その後、奈良岡委員がさらに、「例えば公文書であるとすれば、公文書偽造・同行使とか、そういうのに抵触するのかどうかを聞いている」と。総務部長は、「それが偽造ということがわかれば、それは公文書偽造という刑法上の罪になるものです」という、こういうやりとりがさきの特別委員会ではなされたんですけども、そういう面では、今、明らかにこの日付の違う2つの工事請負契約書が出てきた中では、やはり市に対して、こういうことが明らかになったら調査、確認すべきと答えているので、まず調査、確認をしてもらった上で、市の見解というものを後日求めたいと私は思うんですが。

○丸野達夫委員長 前回の調査では、ビル会社側に事実と異なる文書を作成した人間がいるだろうなということは、ほぼわかったと思います。それが組織的だったのか、個人的だったのかということは不明だと思いますが、そのことについて、ちょっと今の山脇委員からの意見を加味すると、行政側で調

べるか調べないかの自由はあるでしょうけれども、調べたほうがいいんじゃないでしょうかということの問いかけはしてもよろしいかと思しますので、預からせていただいて、経済部なり総務部に問い合わせたいと思いますが、その対応でよろしいですか。調査してくださいと。してみたらどうですかと。

○山脇智委員 はい、もちろんいいですけども、ただ、調査、確認はすべきものだと思いますというにはっきり答弁しているので、それはしてもらう必要があるんじゃないかなと思います。

○丸野達夫委員長 とりあえず回答を待ってみたいと思います。よろしいですか、そういう扱いで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 一度預かって、先方に流してみます。

ほかにこの件について、何かありますか――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、案件の2はこれで閉じたいと思います。

案件の3「中間報告について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、配付しております資料「アウガ問題調査特別委員会中間報告書（案）」の資料をごらんください。

済みません、簡単にかいつまんで御説明させていただきますと、まず1ページ目ですが、1として、特別委員会の設置、(1)設置の経緯、(2)委員会の定数、(3)委員長、副委員長、委員の氏名を記載しております。そして、2として、調査事項の(1)及び(2)を記載しております。そして、「3 調査権限」としては、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の調査権限が本委員会に付与されていることを記載しております。

2ページです。

「4 特別委員会の開催状況」ということで、平成29年7月11日の組織会を第1回目として、本日平成29年9月19日が第9回ということ、本日まで9回の委員会を開催しております。こちらは案件名ですが、ちなみに、本日の案件名の3番目に「記録の提出について」と記載しておりますけれども、当初こちらをやる予定でしたが、行わないことになりましたので、ここは適宜修正させていただきたいと思っております。

3ページ以降につきましては、「5 特別委員会の会議内容」ということで、第1回の会議内容から、ページ数で最後の13ページまでになりますけれども、13ページが前回の9月8日の委員会の会議の内容になります。ここに、本日の委員会の会議内容をつけ加えていきたいと思っております。

そして、最後に参考資料といたしまして、添付は省略しておりますけれども、1のアウガ問題調査特別委員会運営要領から、6のアウガ問題調査特別

委員会記録提出状況一覧。一応、本日までの状況が確定しておりますので、そちらの状況一覧を参考資料として添付してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいま、中間報告書案について事務局から説明いただきましたが、この件につきまして御意見等ございますか——よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、ただいま、各委員からよろしいということでしたので、本日の委員会の審査内容も追加していきたいと思いますが、その内容につきましては、正副委員長に一任していただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、私と副委員長で最終的な中間報告案を取りまとめることにいたしたいと思います。

案件の4「その他」です。

その他、委員の皆様から御意見等ありますか。はい、秋村委員。

○秋村光男委員 本当にその他なんですけど、私から一言。

今回のこの100条委員会は、まあ、はっきり言っていつごろまでをめぐりにして終了するのということなんですけど、もしよろしければ、お願いします。

○丸野達夫委員長 私としては、当初は今月中に終了したかったんですけど、調査事項が多岐にわたっていますし、資料の提出等が若干おくれていたということもありますので、次の定例会までには最終報告書という形で提案したい、上程したいと思っております。ただ、状況によっては変化すると思いますが、きょうの状況からもわかりますとおり、調査は順調に進んでいるものと認識しておりますので、今後とも御協力をいただければと思います。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

そうしますと、今回の9月議会において中間報告という形で、そして12月議会については最終報告というような形を。

○丸野達夫委員長 希望的観測で。

○秋村光男委員 希望的観測ということで。はい、ありがとうございます。

〔「努力目標でいいんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——ありませんか。

なければ、私から報告です。

前回9月8日の本委員会におきまして、有限会社沼田建設の見積書を市が持っているか確認してほしい旨、中村委員から申し出がありました。去る9月11日に私が確認したところ、アウガ問題に関する調査特別委員会の審査に必要となる資料作成のため、一時的に青森駅前再開発ビル株式会社から当該

見積書を借り受けましたが、その後、同社に返却したため、現在市では持っていないとのことでありました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 次に、資料「アウガ問題調査特別委員会証人喚問予定者一覧表」にあるとおり、これまで5人の証人喚問を行う予定としておりましたが、前回9月8日の本委員会において、有限会社沼田建設主任技術者の証人喚問は行わないことが確認されておりますので、現時点では、証人喚問予定者は4人となります。

前回の本委員会でも述べましたが、私といたしましては、まずは文書による質問を行い、それでもなお疑義が残る場合は、参考人招致あるいは証人喚問という流れを考えております。また、資料「100条委員会における参考人に関する解説」にも記載されておりますとおり、できるだけ参考人招致を活用してまいりたいと考えておりますが、皆さんのお考えはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、次回の委員会で4人の証人喚問予定者の取り扱いを改めて協議することといたしたいと思えます。

次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人である鈴木弁護士への回答文書等を御協議いただくため、10月10日午後1時30分からにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、次回の開催、は10月10日午後1時30分からといたします。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会といたしましては、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)